

三豊市農業委員会 10月定例総会議事録

令和4年10月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会10月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名(農業委員23名、農地利用最適化推進委員5名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 省三	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	ー
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

2番	藤村 敬	○	4番	臼杵 英樹	ー	28番	石川 孝之	○
37番	芳地 勲	○	47番	十河 隆司	○	55番	吉久 彰人	ー
67番	大西 淳	○						

2. 署名委員

12番 前谷 晃年
22番 宮崎 和代

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

会計年度任用職員 山地 茉理子

6. 議 題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
- 議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
- 議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
- 議案第 7号 非農地証明願いの件について
- 議案第 8号 非農地通知の件について
- 議案第 9号 農用地利用集積計画の件について
- その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会10月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今日は定例総会ということで、大変お忙しい中お集り頂きありがとうございます。コロナについては、若干新規感染者が減って、制限等についても軽くなってきたと思います。また、物価が今から年末にかけて値上がりしていくということで、日本は厳しい状況になってくるかと思えます。農産物の販売についても、収入金額が減り、厳しい状況の方もいるかと思えます。そんな中、農業委員会として、市長へ要請をすることについては、全員の方に署名を頂きました。明日、三豊市長に要請に参ろうと思っています。今回の署名については、皆様の声を聞きながら市長に要請をするということで、農業委員の皆様にもそう思って頂ければ非常にありがたいです。今日の審議議案についてはそう多くはございませんが、皆様にご協力頂き、スムーズに進行できますようよろしくお願い致します。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。また本日出席いただいている推進委員さんにおいては提出された意見を述べることは差支えありませんが、裁決には参加できませんのでよろしくお願い致します。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会10月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号12番 前谷 晃年委員さんと、22番 宮崎 和代委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号12号を朗読 〕

以上12件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号12号の12件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。6ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、番号9号の案件については、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号9号の議案説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号9を朗読 〕

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

13番 番号9号について説明します。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、今回譲渡人が高齢で農業をしないということで、譲受人に無償で譲渡するということです。譲受人は専業農家で、申請地は農地として問題なく利用されています。周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑には入ります。みなさんご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号9号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号9号の1件は適当と認め許可することと決定いたします。ここで関係する委員さんの入室を許可します。審議を続けます。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号8号、番号10号から番号15号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号の番号1号から番号8号、番号10号から番号15号の議案説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号8号、番号10号から番号15号を朗読]

以上14件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

4 番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人が近くに住んでおらず農業をしなくなったため、譲受人との契約が成立しました。譲受人は、経営規模の拡大のために、こちらを拠点に農業をされるということです。周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

6 番 番号2号について説明します。譲渡人は農地の整理を行っており、以前から譲受人の農地に隣接している畑の進入路がなく不便だったので、譲ってほしいとの話があり、今回成立しました。今後は譲り受けた農地から進入し、重機で木を伐採し、果樹や野菜を植える予定です。周辺農地への影響もなく問題ないと思っておりますのでご審議お願い致します。

7 番 番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。申請地は譲受人の田に隣接しており、譲渡人が高齢の為、耕作できなくなったので、今回話が成立しました。譲受人は専業農家で、所有の農地を全て耕作しております。申請地は今後、野菜や水稻を作付けする予定だそうです。周辺農地への問題もありません。ご審議お願い致します。

番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。この辺りの道は狭く、隣接する譲受人の土地を通らないと入れない状況で、耕作できないため売買の申し出がありました。今後は野菜や水稻を作付けする予定です。周辺農地への問題ありません。ご審議お願い致します。

番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は高齢のため販売したいと思っていたところ、譲受人と知り合っただけで話が成立しました。譲受人は、作付面積を増やしたいと考えています。申請地は、今後は譲受人が耕作します。ご審議お願い致します。

8 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は、譲受人の農地に隣接しており、県外在住の譲渡人はこちらに戻る予定も農業をする予定もないということで、双方で話がまとまりました。今後は水稻や露地野菜を耕作する予定です。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

番号8号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は、農地の管理が大変で、農地を手放したいと考えており、譲受人が経営規模拡大のために、農地を探していた考えと一致し、売買が成立しました。周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

14 番 番号10号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。不動産業者の紹介で売買が成立しました。譲受人は所有農地を全て耕作しています。現地はいつでも農地として利用できる状態です。周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

15 番 番号11号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲受人が今後専業農家として経営規模の拡大をしたいということで話がまとまりました。今後は水稻栽培を行う予定です。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

17 番 番号12号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は高齢になり農地の管理ができなくなり、譲受人に話をして成立しました。譲受人は兼業で農業法人として栽培しております。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

19 番 番号13号と番号14号についてご説明致します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人から申請地を買ってほしいと話があり成立しました。譲受人は専業農家で、申請地はすでに耕作していた農地で綺麗な状態です。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

1 番 番号15号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人が農地を処分したいということで、譲受人へ無償で譲渡するということが話でまとまりました。譲受人は所有の農地を全て耕作しており、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか？

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に

より許可申請の件について」の番号1号から番号8号と番号10号から番号15号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号と番号10号から番号15号の14件につきましては、適当と認め許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。10ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号7号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号4号の一部及び番号6号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当致します。第1種農地は原則不許可ですが、番号4号、番号6号ともに、第1種農地の面積が申請事業の土地の全面積の3分の1を超えないため、不許可の例外に該当致します。その他は全て第2種農地に該当致します。以上7件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので提案申し上げます。ご審議よろしくご審議のほどお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。13ページを開いてください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の議案説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号15号を朗読]

農地区分につきましては、番号3号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当致します。第1種農地は原則不許可ですが、番号3号は、申請に係る農地を農畜産物処理加工施設・販売施設に転用する計画で、地域の農業の振興に資する施設にあたり、不許可の例外に該当しております。また番号13号、番号14号は三豊市豊中支所から300m以内に位置し、第3種農地です。その他は全て第2種農地に該当致します。以上15件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準、に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5 番 番号3号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は県外在住で譲受人と今回の話がまとまりました。水利組合についても問題ありません。周辺農地への問題はないと思われまます。ご審議お願い致します。

3 番 番号4号について説明します。位置図と公図をご覧ください。貸人は建設業を営んでおり、申請地を資材置き場として使用するための申請です。周辺農地への問題はないと思われまます。ご審議お願い致します。

7 番 番号7号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲渡人は、農業をする人がおらず販売先を探していました。申請地は、現在遊休地となっております。周辺農地への問題はないと思われまます。ご審議お願い致します。

8 番 番号9号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲渡人と譲受人は他人です。不動産会社を通して今回の申請となりました。譲受人は県内で物件を探していたところ、今回の申請地を、不動産会社を通して見つけて、売買が決まりました。周辺農地への問題はないと思われまますので、ご審議お願い致します。

16 番 番号13号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ周囲は田んぼと住宅地に囲まれており、現在は耕作されていません。周辺農地への影響もありません。

番号14号について説明します。番号13号と同じ目的になります。近隣の水利組合にも、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願い致します。

17 番 番号15号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲渡人の土地は以前から空き家となっております。不動産業者を通して、会社の保養所と駐車場にするため話がまとまりました。周辺農地への影響はなく問題ありません。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

〔 議案第7号 番号1号から番号2号を朗読 〕

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1号、番号2号ともに、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設に該当すると判断されます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

事務局の説明が終わりました。続いて、担当委員さんから説明をお願いします。

番号1号について説明致します。位置図及び公図をご覧下さい。申請者は、以前、自治会場の建て替えをするので土地の一部を分けてほしいと申し出を受け、それに伴い居宅を移動しました。その際、農道を含んで家を建てており、今回、申請者が農道部分の分筆を行うものです。関連した他の手続きは、現在調査士が作成中ですので、また関係機関に申請させる予定です。問題ないと思われれますので、ご審議よろしくお願い致します。

番号2号について説明致します。位置図及び公図をご覧下さい。現地を確認したところ、周辺への影響もないと思われれます。ご審議よろしくお願い致します。

担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か質問はございませんか。

ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1から番号2の2件について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

〔 異議なしの声あり 〕

異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地証明願いについて」の番号1、番号2の2件については適当と認め非農地証明書を交付することに決定します。次に進めさせていただきます。22ページをお開き下さい。議案第8号「非農地通知の件について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

議案第8号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第8号 番号1号から番号3号を朗読 〕

本件につきまして農業委員会は利用状況調査によるB分類の赤判定と判定した農地につきましては総会にお諮りし、農地及び非農地の判断を行うこととなっています。本総会で非農地との議決を頂きましたら、土地所有者に対し、非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請致します。また、県の関係機関や法務局に対し、非農地通知一覧表を送付致します。農業委員会におきましても、農地基本台帳の整備を行います。以上3件、よろしくご審議のほどお願い致します。

事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号15号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号15号の15件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。18ページをお開き下さい。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」のご説明を申し上げます。

〔 議案第6号 番号1号から番号5号を朗読 〕

なお農地区分につきましては、番号5はJR高瀬町から300m以内に位置するため第3種農地です。その他は全て第2種農地に該当します。よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について委員説明はありません。質問ですが、申請地についてですが、もし最後まで売れずに家が建たない場合はどうなりますか。

事務局 家が立たずに分譲区画の一部が残るということは当初の目的からは外れますが、そうなった場合は、申請人から事情を聞いて県と協議して対策を考えさせていただきます。

議 長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について」の番号1号から番号5号の5件について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について」の番号1号から番号5号の5件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。20ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地証明願いの件について」ご説明申し上げます。

1 1 番	番号1号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、申請地には進入道路がなく歩いてしか入れないところです。現在は山林化しており、周囲も山林で覆われており農地として復元は難しいです。したがって非農地が妥当だと思われます。ご審議お願いします。	議 長	たしております。ご審議よろしくお願い致します。
1 2 番	番号2号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、近隣の畑ともに原野化されており農地としては使えないと考えられます。したがって非農地通知が妥当だと思われます。ご審議お願い致します。	議 長	事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問ありませんか。
1 7 番	番号3号について説明します。位置図と公図をご覧ください。申請地は長期間耕作されておらず、自然荒廃し、山林化しています。農地として復元は難しいと思います。非農地通知が妥当だと思われます。ご審議お願い致します。	議 長	〔 なしの声あり 〕
議 長	担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。	議 長	ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕	一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。	議 長	異議なしと認めます。よって議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は52件すべて適当とみとめ原案の通り決定と致します。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました
一 同	〔 異議なしの声あり 〕	議 長	
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号3号の3件につきましては、対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。23ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	事 務 局	
事 務 局	50ページ51ページをお開き下さい。申請番号13号、14号につきましては取り下げの申請がございましたので削除をお願い致します。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。23ページから43ページまでの件につきましては、農業者相互の貸借権の設定については件数40件、面積8.07ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては44ページから50ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は12件であり、面積は1.99ヘクタールとなっております。以上利用権の設定52件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満		

その他の件

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

1. 農用地利用配分計画（案）について

2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)

3. その他

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

(1) 11月定例総会について

日 時 令和4年11月21日(月)午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
11月8日(火)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町:宮崎和代	高瀬町:笠原孝弘
		山本町:大橋正幸	財田町:堀江 博

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
11月7日(月) 午後1時30分～	令和4年度市町農業委員・農地 利用最適化推進委員研修会	丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス 大ホール

(4) 配布物

・普及センターだより

閉 会 【 午後 3時10分 】